

研究ノート

戦後復興期の中小企業政策の一齣

——3月危機説をめぐる蜷川と池田の抗争——

渡辺俊三

(受付 1998年10月15日)

はじめに

筆者は論文「戦後復興期の中小企業政策の構想と展開」¹⁾ のなかで、1949年から50年にかけて中小企業庁設置法の第2回改正が進められていくなかで、当時中小企業庁長官であった蜷川虎三と与党であった民主自由党とのあいだにかなりの軋轢があり、蜷川は中小企業庁長官の地位と引き換えに、総合企画官庁としての中小企業庁の拡張と権限の強化を勝ち取ったと述べた。前稿では紙幅の都合により、割愛せざるをえなかった資料が多数あった。本稿は3月危機説をきっかけにした蜷川辞任と池田勇人の3月危機説批判、世上いわれる池田放言問題を中心にして編纂したものである。前稿と併せて本稿を読んでいただければ幸いである。なお本文中で資料を引用した際には、旧漢字を新字体に変えている。

1 中小企業庁長官の選定

中小企業庁は1948年8月1日、商工省の外局として発足し、初代中小企業庁長官には蜷川虎三²⁾ が就任した。蜷川が中小企業庁長官に選任された

1) 渡辺俊三「戦後復興期の中小企業政策の構想と展開」大阪経済大学中小企業・経営研究所『中小企業季報』1994年第4号（通巻92号1995年2月）所収。

2) 蜷川虎三が中小企業庁初代長官であるのは間違いないが、1948年8月1日から↗

のは、1948年7月2日に公布された「中小企業庁設置法」第5条の「中小企業庁の事務を行うため、中小企業庁に所要の職員を置く。前項の職員の一部は、中小企業に関し学識経験ある者の中から、これを命ずる」という規程によるものであった。この規程により、商工省は中小企業庁長官に官僚以外の人物を任命することにしたのである。

商工省がGHQ 経済科学局反トラストカルテル課に提出した日付不明の資料によれば、中小企業庁長官候補者として、(1)瀧川末一（当時行政管理庁行政監察委員）、(2)野田信夫（三菱経済研究所、当時経済安定本部価格部次長）、(3)飯野逸平（当時日本陶器(株)社長）、(4)工藤昭四郎（当時復興金融金庫副理事長）、(5)蜷川虎三（元京都大学教授）の5名の名前が挙げられていた³⁾。ちなみにこの5名のうち、瀧川末一には「政治家、あまりに政治的」、野田信夫には「官庁エコノミスト」、飯野逸平には「実業家、良好」、工藤昭四郎には「銀行家、良」との書き込みがなされている。また蜷川虎三については、評価はみられないが、蜷川に関する詳細な経歴が書き込まれている。

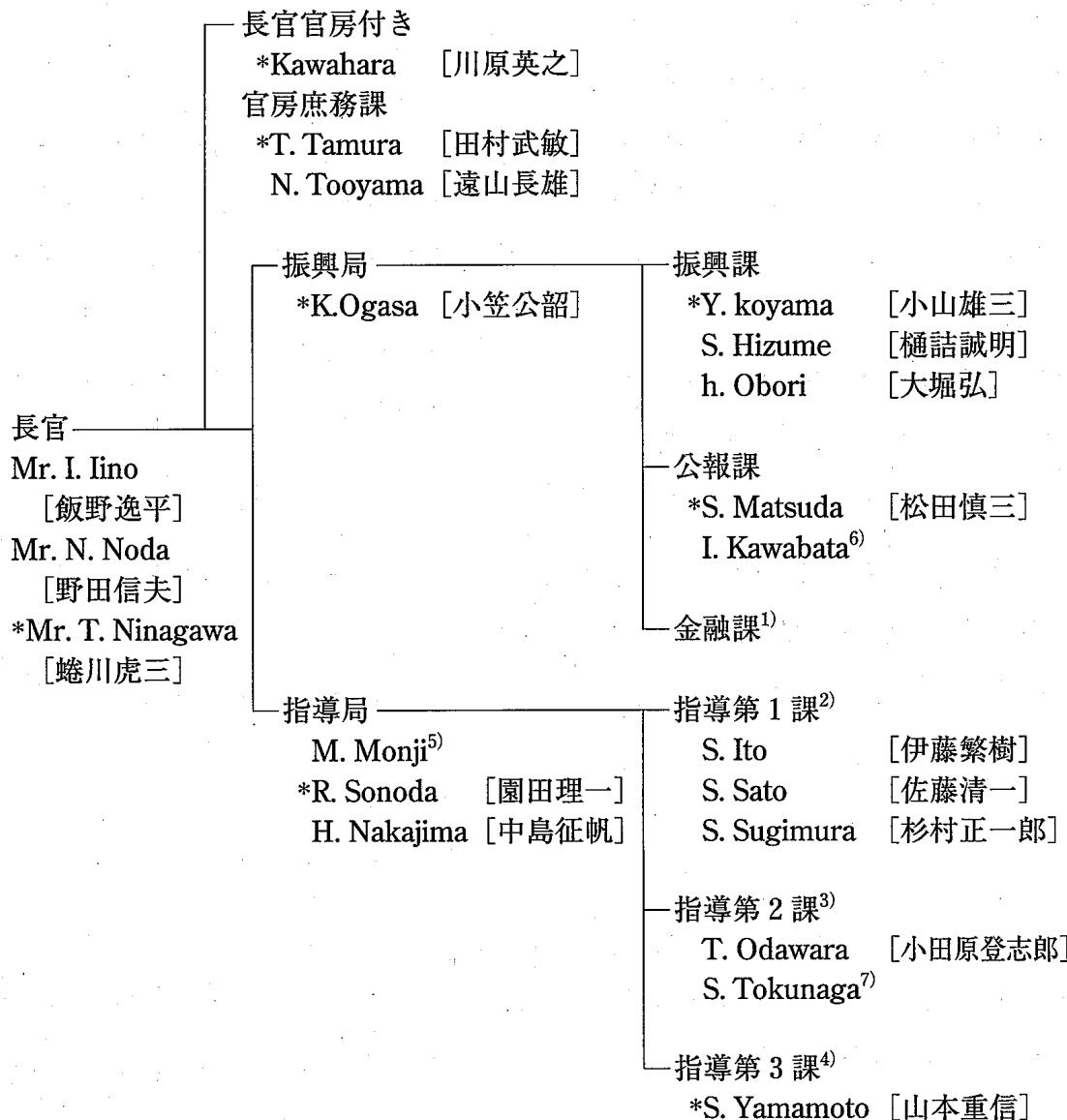
7月23日に商工省が反トラストカルテル課に提出した課長職以上の中小企業庁幹部職員候補者のリスト（次のページ図を参照）には、飯野逸平、野田信夫、蜷川虎三の3名だけが記載されている⁴⁾。このかんに瀧川末一と工藤昭四郎は候補者から脱落したと考えられる。さらに7月26日、商工大

7日まで岡松成太郎が一時的に中小企業庁長官に就任していた。蜷川が中小企業庁長官であったのは1948年8月7日から1950年2月28日までのことである（通商産業調査会産業政策史研究所『商工省・通商産業省機構及び幹部職員の変遷』[1981年改定版]による）。

- 3) ESS(F)-06716 B4~B8 [日付、表題なし、中小企業庁長官候補者の履歴]
GHQSCAP資料については、渡辺俊三『中小企業政策の形成過程の研究』（広島修道大学総合研究所 1992年7月）を参照。以下同資料からの表記についても同書を参照。
- 4) ESS(F)-06715 F5, The Chart of the Board of the Smaller Enterprise, 23 July 1948.

渡辺：戦後復興期の中小企業政策の一齣

中小企業庁組織図



- 注 1) 金融課長の名は空欄になっているが、三輪学俊が就任。
 2) 指導第1課長は、川崎立太が就任。
 3) 指導第2課長は、指導第3課長候補者であった山本重信が就任。
 4) 指導第3課長は、菅谷靖が就任。
 5), 6) 名前は特定できなかったが、Banker ということだけがわかっている。
 7) 名前は特定できなかったが、商工組合中央会ということだけがわかっている。
 8) *印が就任した者。

臣水谷長三郎が反トラストカルテル課長の E. C. ウェルシュに対して、蜷川虎三を中小企業庁長官に推薦したことによって、蜷川の長官就任が決定されたのである。蜷川の伝記である『蜷川虎三の生涯』⁵⁾によれば、1948年7月水谷長三郎の秘書で参議院議員の蟹江邦彦が京都にいた蜷川のもとにやって来て上京を促した、翌日上京した蜷川は、水谷の指示でGHQのウェルズ博士⁶⁾に会った、ウェルズから“独占企業を君はどう思うか”と聞かれたので、片コトの英語で“大反対だ”とだけ答えた、そして数日後、長官に決まったという通知が届いたのでびっくりしたが、一年契約のつもりでひきうけた、とのことである。

そして7月28日には、蜷川が反トラストカルテル課立法係長 L. N. サルヴィンに対して、中小企業庁の局長および課長の幹部職員の推薦を行い⁷⁾、中小企業庁の陣容はほぼ確定されたのである。ここで「ほぼ」というのは、中小企業庁初代指導局長である園田理一については、蜷川は名前を挙げていないからである。

2 ドッジラインの開始

中小企業庁が発足したのは、芦田均内閣の時代であった。しかし芦田内閣は昭和電工事件により、1948年10月に崩壊し、その後の政権は民主自由党と民主党連立派との連立政権である第2次吉田茂内閣に引き継がれた。吉田内閣の時代に入ると、GHQは1948年12月に経済安定9原則の指令を出し、さらに9原則を具体化するために、1949年4月にはドッジラインを発表した。

経済安定9原則とは、インフレーションの抑制と日本経済の自立を目的として、アメリカ政府がマッカーサーにあたえた指令である。その内容は、

5) 細野武男・吉村 康『蜷川虎三の生涯』(三省堂 1982年) 86~87ページ。

6) 『蜷川虎三の生涯』の筆者はウェルシュ (Welsh) の名前を間違ってウェルズと記している。

7) ESS(F)-06715 F1~F2, Executive Officers of Agency of Smaller Enterprise, 28 July 1948.

渡辺：戦後復興期の中小企業政策の一齣

(1)予算の均衡, (2)徵税強化, (3)資金, 貸付先の制限, (4)賃金安定, (5)物価統制の強化, (6)外国貿易管理の運営改善と外国為替管理の強化, (7)輸出拡大, (8)生産増加, (9)食料集荷計画の改善の9項目である⁸⁾。またドッジラインとは、総司令部経済顧問であり、公使として来日したジョセフ・ドッジが内外の記者団に発表した談話の内容である。その内容は、(1)通貨の切下げは現状ではできるだけ避ける, (2)単一為替レートは早急に設定されるべきだが、経済の安定が先決条件である, (3)インフレ収束には政府支出の削減や金融的措置のみならず、コストの切下げ、企業の自立、生産増強の3つを必須とする, (4)輸出優先主義の前には、国内の復興、拡張は第2義たらざるをえない, (5)日本政府は失業問題をあまりにも悲観しすぎている, (6)アメリカの対日援助に依頼しすぎてはならない、というものである⁹⁾。

ドッジラインをきっかけに日本経済は安定恐慌の時代に突入した。安定恐慌とは、もともと第1次世界大戦後のドイツのインフレーションの収束の過程で使用されていた表現である。C.B.チュローニは『独逸インフレーションの解剖』のなかで、「相当長期のインフレーションの後で通貨を安定した諸国の経済には、一つの目立った特徴がある、即ち事業運転資本の欠乏これである。この運転資本の欠乏こそ『安定恐慌』の本質であった」¹⁰⁾と述べている。有澤広巳は、1947年に行われた木村禕八郎との論争のなかで、この議論を第2次世界大戦後の日本に適用し、戦後インフレーションは収束しなければならないが、「インフレーションの収束は必然的に安定恐慌を惹起する」¹¹⁾と予想していた。ドッジラインは、超均衡予算の実施を

8) 『日本経済新聞』1948年12月19日付け。

9) 『日本経済新聞』1949年3月8日付け。

10) C.B.チュローニ著、東京銀行集会所調査課訳『独逸インフレーションの解剖』((社)東京銀行集会所発行 1938年) 363ページ。

11) 有澤広巳『インフレーションと社会化』(日本評論社 1948年) 97ページ。

安定恐慌に関する議論を集約したものとして、鈴木武雄編『安定恐慌論』(北隆館 1949年)が、またドッジラインに関する資料として、鈴木武雄『ドッジ・ライン 安定より自立への諸問題』(時事通信社 1950年)が参考になる。

はじめとして、一般会計に含まれる価格差補給金の削減、復興金融金庫の新規貸出の廃止、対ドル為替レートの一本化による「隠れた補給金」の全廃などを実施した。その結果、1949年4月以降、日本経済のインフレーションは収束したもの、不況は深刻化していったのである。

3 蟻川虎三の更迭問題の発生

こうした状況のなかで蟻川虎三の中小企業庁長官としての立場は微妙なものになっていった。現在確認されている資料のなかで、蟻川の更迭問題が最初に議論されたのは、サルウインと通産事務次官山本高行¹²⁾とのあいだでもたれた1949年10月14日の会合であった¹³⁾。だがこの時の蟻川更迭問題はたんなる「うわさ」にすぎず、更迭が実施されようとした気配はうかがえなかった。

しかし1950年2月にはいると事態は一変し、蟻川の「3月危機説」をめぐって、最終的には蟻川の辞任にまで発展したのである。ことの発端は次のとおりであった。

1950年2月1日付け『朝日新聞』では、蟻川が『通産省公報』に「3月は経済危機にみまわれ、中小企業の多くはつぶれるだろう」と投稿したことに対して、当時与党であった民主自由党と政府との連絡会において、蟻川の懲戒免職の話が持ち上がったと伝えている。しかし『通産省公報』への投稿については事実無根であった。実際は1950年1月28日に中小企業庁振興部公報課が発表した『中小企業金融実態調査第2次速報（工業の部）』¹⁴⁾をめぐって、蟻川が行ったコメントについての新聞記事が問題になった

12) 商工省は1949年5月に廃止され、通商産業省が設置された。これ以降を通商産業省又は通産省と呼ぶ。

13) ESS(F)-06717 A13~B1, Memo for file: Meeting with Vice Minister Yamamoto, Re. Dismissal of Dr. Ninagawa, Director General of the Smaller Enterprises Agency, 14 October 1949, held at 1500, 18 October 1949.

14) 全文は ESS(F)-06724 C10~D9, 中小企業金融実態調査第2次速報（工業の部）昭和25年1月28日に保存されている。

渡辺：戦後復興期の中小企業政策の一齣

のである。例えば1950年1月30日付けの『東京新聞』は、蜷川長官の談話として「中小工業に3月が危機」と題する次のような記事を掲載している。「中小工業は資金繰りの道をとざされている上に、売行不振、支払遅延、税金の過重が三トモエになってその経営を圧迫しており、たとえ今後見返資金が出ても大した効果は予想されず、むしろこの三月は最大の危機になろう」。このコメントがきっかけになって1月31日の民主自由党と政府との連絡会において、蜷川の懲戒免職が持ち上がったのである。先の『蜷川虎三の生涯』では、この会議の内容を次のように描いている。「政府与党連絡懇談会の席上、ときの大蔵大臣池田勇人が、『政府の役人でありながら、蜷川は、三月危機をぶっている。このような反政府的な行動は許せない』と発言した。これを聞いた吉田茂は、例の葉巻をくゆらせながら『それは懲戒免職ものだね』といって笑った。それは吉田の得意なジョークだったが、官房長官だった広川弘禪¹⁵⁾が首相の真意だと早合点して記者発表をしてしまったというわけだ」¹⁶⁾。

4 国会における蜷川懲戒免職に関する議論

蜷川の懲戒免職に関する問題は、1950年2月1日に開かれた衆議院予算委員会において早速取り上げられることになった¹⁷⁾。この議論を読むと事態の真相がよく理解できる。この日質問に立ったのは、民主党野党派の川崎秀二、日本社会党の勝間田清一、日本共産党の米原昶の3名で、いずれも野党議員であった。

午前中に開催された予算委員会の冒頭に川崎秀二が質問に立ち、新聞報道によれば蜷川長官は免職されると伝えられているが、それは事実か否か、

15) 『蜷川虎三の生涯』の筆者は広川弘禪を官房長官と記述しているが、当時広川は民主自由党幹事長であった。この時の官房長官は増田甲子七である。

16) 前出『蜷川虎三の生涯』(三省堂 1982年) 92ページ。

17) 第7回国会衆議院予算委員会議録第5号(1950年2月1日)。以下の記述は同議事録による。

また公務員が自己の政治的見解ないしは情勢分析が原因となって免職されるならば、重大な事態を引き起こすことになるがどうかと問い合わせた。これに対して官房長官の増田甲子七は、1月31日の政府与党連絡会において蜷川の人事について議題になったことは事実であるが、その処置についてどうこうするとの結論にまでは至っていない、また言論の自由があるからといって、公務員が産業行政に関する見解を私的に公開してもよいわけではないと答弁した。

川崎に続いて勝間田清一は、人事問題を政府と与党の懇談会で議論することは妥当であるか、蜷川長官の何が問題であったのか、と増田官房長官に質問した。これに対する増田の回答は、懇談会のなかで蜷川懲戒の決定がなされたわけではない、ただ問題のある発言をする人間が政府部内にいるならば、そのことを取り上げる自由は誰にでもあるはずである、また蜷川発言の問題は、公報の内容と官吏としての規律の欠如である、人事については政府の機密事項であるから話すことはできないというものであった。

午前中の予算委員会の質疑は、蜷川の上司である通商産業大臣稻垣平太郎が欠席していたため、野党の質問に対して官房長官が回答する形をとっていた。そのため同日午後の予算委員会に稻垣通商産業大臣が出席し、蜷川問題は引き続き議論されることになった。

最初に質問に立ったのは米原昶である。米原は、蜷川が個人で中小企業の金融状態を調査したことが罷免理由の一つであると新聞で伝えられているが、苦境にある中小企業の金融状況を調査することが何で罷免の理由になるのか、と質問した。これに対して稻垣は、様々な部局が様々な調査をすることはあるが、通常は省議にかけたうえで、発表するかしないか決定するものだが、今回蜷川はこうした手続きを諂らずに、調査結果を発表していることが問題なのである、しかも通産省が経済の建て直しに一生懸命になっているところに、悪影響を与えるような内容であるならば問題にせざるをえない、と答弁している。

さらに米原は、蜷川は国会開催中に関西の中小企業者の会合に出席した

渡辺：戦後復興期の中小企業政策の一齣

ことが、罷免の理由になるとも伝えられているが、国会開催中に出張している官吏は他にもいるではないかと述べている。これに対して稻垣は、政府委員になっている者は議会に出席しなければならないし、また欠席する場合には、必ず主管大臣に断らなければならないのに、蜷川は無断で出張している、しかも関西の中小企業の会合に出席したのは事実だが、その他は私用の用件で出張しているのが問題であると回答している。

次に再び川崎秀二が質問に立ち、所管大臣の稻垣に対して何の連絡もなしに、政府・与党の連絡会で蜷川の罷免問題が取り上げられたことについて、どう思うかと問い合わせた。これに対して稻垣は誰が罷免問題を議論しようとも、それは各人の自由であると一蹴した。続いて勝間田清一が、部下である蜷川の行ったことは、上司である稻垣にも責任があるのではないか、また与党から自分の部下の人事行政について介入をうけるのは良いことか、と質問した。これに対して稻垣は、部下が所管大臣に無断で行ったことについては責任を負えない、稻垣不在の朝食会で罷免問題が議論されたからといって、罷免の指図を受けたわけではないと答弁した。さらに勝間田は、中小企業の実態調査の実施については必要であるし、調査の弾圧を行うべきではないと主張している。これに対して稻垣は、調査を行うことは何も問題ないと答弁し、この日の委員会は終了した。

ここで稻垣が政府与党の朝食会に不在であったと発言しているのは、稻垣自身は民主党連立派であるため政府と与党である民主自由党の朝食会に参加する資格がなかったという意味である。

5 GHQ の関心

衆議院予算委員会において再び蜷川問題が取り上げられたのは2月9日であった¹⁸⁾。この時も川崎秀二が質問に立っている。この時の質疑は2月1日の質疑の繰り返しにすぎなかった。目新しい点といえば、川崎が質問

18) 第7回国会衆議院予算委員会議録第12号（1950年2月9日）。

のなかで、吉田内閣は内閣に非協力的な高官の一掃をはからうとしているが、「一説には有力方面からかかることを行ってはならないということを言われたという風説さえある」と発言したことに対し、稻垣はそのような事実はないと、応酬していることくらいである。

ここで「有力方面」と言っているのは、勿論GHQのことである。稻垣はGHQの介入を否定しているが、経済科学局公正取引課¹⁹⁾は蜷川罷免問題に直接介入はしなかったものの、重大な関心をもっていたことは事実である。L.N.サルワインによって書かれた「蜷川の懲戒に関する報告書」²⁰⁾と題する1950年2月4日付けのメモが残っている。その全文は次のとおりである。

1. 1950年2月1日、懲戒が民主自由党の連絡会議で決定されたとの報道が、ニッポンタイムスに掲載された。
2. 蜷川博士は「政府の政策に反対することを公に述べた」ことを非難されると、その記事は述べている。また「彼は3月危機を予想しており、その結果、多くの中小企業が倒産すると予想している」と述べている。この予想は最近発行された「月報」にもとづいて述べられている。
3. 実際、懲戒の見通しは日本の新聞の中にも現れている。これは民自党幹事長広川によってなされた声明にもとづくものである。広川の声明が発表された時には、蜷川は東京にいなかった。彼は公務で大阪に行き2月2日に戻ってきた。
4. 蜷川によれば、彼の予想は最近の「月報」には少しも書いていないし、また彼の最近のスピーチや新聞の声明でも、少しも「3月危機」について言及していないという。
5. 1月28日、蜷川博士は「中小企業金融実態調査報告」とタイトルをつけ

19) 反トラストカルテル課は1949年12月に廃止され、公正取引課となった。12月以降公正取引課と呼ぶ。

20) ESS(F)-06724 B6~B7, C1~C2, Memo for file: Reported Disciplinary Action Against Dr. Ninagawa, Director of Smaller Enterprise Agency, 4 February 1950. B6~B7とC1~C2は同じ文書。

渡辺：戦後復興期の中小企業政策の一齣

たものを新聞に発表した。コピーは以前、経済科学局公正取引課に提出されている。1月30日、記事は準備原稿として日本の新聞に発表された。東京新聞は「3月危機の予想」として、見出しに大きく取り上げた。

6. 蟹川博士は見出しに現れたこの言葉の使用を否定した。彼が報告を発表した時、記者の質問に答えて、彼は次のように説明した。彼の意見によれば、現状のまま推移し、何の対策もとられなければ、多くの中小企業が困難な時を迎える、近い将来壁にぶち当たるだろうと。
7. 2月2日、東京に戻ってくると、蟹川は稻垣通産大臣と会見した。大臣は、自分は民主党員であって民主自由党員でないから、与党政府連絡会には出席しなかったと述べた。また彼は、1月28日の蟹川博士の記者会見記事は省内をクリヤーしたものではない、蟹川の大坂への旅行は通常の経路でおこなわれていない、中小企業庁と通産省との協力関係が欠けているといった、ある種の不平が省内から彼に聞こえていると述べた。しかし彼は、蟹川博士の異動は考えていないが、蟹川博士が政府の手続きを正しく認識していないことを口実に、あらゆる環境が蟹川に対して、かなりの「圧力」を示していると述べた。中小企業庁に留まることは、中小企業者の利益にならないことから、大臣は蟹川博士に辞職を示唆した。蟹川博士は彼の示唆を考慮するが、蟹川の最終決定は中小企業にとって何が最善であるかという判断に依存し、そして中小企業対策に従事してきた経済科学局公正取引課によって、この問題が議論されるまで、彼の回答を保留させてほしいと答えた。
8. 蟹川博士の異動については、行政府内でかなりの動きがあった。彼は独立心があり、中小企業の率直な代弁者であり、一部の政治家や政府内では不人気であった。この動きは少なくとも、蟹川は異動させられるとのうわさが新聞にあらわれた1949年9月から10月の時点に逆上る。その時山本通産事務次官は、うわさをはっきりとは否定しなかったが、長官の異動を考える計画は現在はないことを明言した。しかし将来中小企業庁を良くするために、異動を考慮する権利を長官は保持していることを明言した。
9. 官僚のなかには中小企業庁を廃止し、通産省のなかに吸収する一定の試みが存在している。この感情は、中小企業庁の機能を強化し、スタッフを2倍にするために1949年10月に決議された中小企業庁設置法修正案の一定程度の遅延の要因になっている。

このメモを見るかぎり経済科学局公正取引課は事態の推移を正確に把握していた。そしてここで述べられている事実経過のなかで目新しいことは、稻垣が蜷川に辞任を示唆したことと、これに対して蜷川は経済科学局の結論を得るまで回答を保留させてほしいといつてはいることを伝えていることである。この記録からもGHQは蜷川懲戒問題に重大な関心を寄せていたことは明らかであるし、蜷川自身も辞任にあたってはGHQとの合議のうえで意思を決定しようとしていたことがうかがわれる。実際、蜷川は2月3日の段階ですでに辞任をほのめかしていたようである。2月4日付け『朝日新聞』によると、蜷川は2月2日関西より帰京し、翌3日記者会見し、「今回の問題は封建的・反民主的である、私は死んでも徹底的に闘ってハッキリさせたい、しかしこの際摩擦を起こすことは中小企業には大きなマイナスとなるので辞めるつもりだ」と述べたと伝えている。この段階で蜷川は辞任を考えながらも、反面では徹底的に闘うと意気軒昂なところをみせていた。しかし蜷川は、2月8日になると突然辞表を山本高行通産事務次官に提出したのである²¹⁾。この辞表提出は蜷川の一存で決定されたもので、GHQは関与していなかったようである。例えばL.N.サルワインは2月13日付けのメモのなかで、「新しい要素。蜷川博士は山本次官に辞職願いを渡した。……これはわれわれの事前の予備知識なしに、彼自身によって行われた」²²⁾と述べ、蜷川の辞任は蜷川自身によって決意されたことを明らかにしている。そして蜷川は、2月28日をもって中小企業庁長官を辞任し、第2代長官には官僚出身の小笠公韶が就任したのである。

6 蜷川虎三の言い分

蜷川は中小企業庁にどのような思い入れがあり、また何故に中小企業庁長官を辞任するようになったのか。これを知るには蜷川自身の見解を知るのが最良である。蜷川自身の辞任の弁が語られた文書として、現在われわ

21) 『朝日新聞』1950年2月10日付け。

22) ESS(F)-06724 A4, Smaller Enterprise Agency, 13 February 1950.

渡辺：戦後復興期の中小企業政策の一齣

これは、1950年2月22日付けのGHQの文書と、『文藝春秋』の1950年4月号に掲載された蜷川の執筆による「ごろつき政治の正体」という記事をみるとことが出来る。その内容をみてみよう。

まず前者の文書は英文で書かれ、L.N.サルウインの保存した文書の中に含まれていることを考えてみるとGHQへの辞任の説明書である。そのなかで蜷川は次のように述べている²³⁾。

現在、困難な状況に直面している日本の中小企業を振興し、強化する機能を持つ中小企業庁の重要な地位を辞任しなければならないのは、きわめて遺憾なことである。

しかし私は喜んで辞任するのではない。もし私が地位に留まれば、中小企業庁の機能と活動にとって阻害となるおそれがあるから、私は去るのである。そのような帰結を予想しなければならないことは、不幸なことではないだろうか。

あらゆるマスコミによってあまねく報告されているように、1月31日「政府民自党連絡会議」と呼ばれる私的会合において私を懲戒解雇に処すことが発表された（発表したのは広川弘禪民自党幹事長）が、解雇の理由は、私がいわゆる「3月危機」を提唱し、反政府的立場にあるからだというものである。

人々が朝食会議と呼ぶ非公式の会議が、政府に懲戒解雇という汚名を着せることによって、政治的陰謀を発表する労をとらなければならないというのは、最も奇妙なことではなかろうか。さらに彼らの根拠は、万人に理解させるには不充分であり、まして中小企業庁長官を任命し、免職する権限を唯一もつ通商産業大臣が、この解雇について何も知らされていなかったのである。これは政治的暴力以外の何物でもない。

世間はすでにこれが意味するもの、いいかえれば、これは反民主主義的政治的陰謀であり、国家の法律を無視し、政治的暴力行使しているものであることを知っているので、私は再び暴力には任せないつもりである。ともあれ彼らは時折、民主主義と自由について語るかもしれないが、彼らの基本的

23) ESS(F)-06722 F13～(F)-06723 A2, My Feelings at Resignation from Office, Dr. Torazo Ninagawa, 22 February 1950.

性格は今や大衆に明白に知られるようになった。

「安定」とか「危機」は単なる用語の問題ではない。行政官の義務は、国家の現状を正確に理解し、直ちに国民生活と経済の状況を改善するように努めることである。それゆえ彼らの責任は、いかに正確に状況を理解し、直ちに有効な手段を実施することが出来るかにかかっているのであって、彼らが用いることが出来るのは、どのような用語であるかについてではないのである。国の立法、行政機関が組織されているのは、こうした目的からであって、官吏の義務が法律によって厳しく規制されているのも、かかる目的のためである。ある人が官吏を非難しようとした時、その人は官吏に与えられた権利を侵害するのを避けながら、事実に基づいて非難すべきである。

もし官吏の身分が、先に通産大臣がいったように、朝酒で酔った人によって異議をとなえられるならば、「基本的人権」はどこにあるのか。

輝かしい、平和で、民主的で、かつ文化的な国家としての日本の再建は、このような政党および政治的考え方による非民主的、暴力的方法を根絶することなしには、決して成就されえない。

単なる強権主義者の意見によってうなされ、不当な政治的圧力に対して無力なものをかばおうとしている人間を解雇する以外何もできない自信のない政党、これが現在の日本の政治を支配しているのである。「安定」について語る人の思惑とは別に、日本の中小企業は次々に倒産し、危機は引き続き進行している。国はこれを許しているのである。

中小企業庁は広く知られているように、日本経済の民主化のために、日本の中小企業を振興し、強化するとの目的をもって、中小企業庁設置法にもとづいて、1948年8月1日設立された政府機関である。われわれに与えられた使命を執行するにあたって、われわれは、政府の政策が日本経済の民主化の進展にとって妨げとなったり、無視することになったり、さらには中小企業を不公正に、あるいは差別的に取り扱ったりすることが、予想されたり予期した場合には、中小企業を保護しなければならない。また中小企業庁は資本主義的独占の目的のために、中小企業の利益を無視するような政策に対しては無関心でいることは出来ない。これらは中小企業庁の役割である。しかし一步進んでわれわれは中小企業が自由で公正な競争に十分耐えられるほどに健全で強力になるまでに、中小企業を育むべきである。実際、これは民主化

渡辺：戦後復興期の中小企業政策の一齣

の最終ゴールのちょうど中間にある日本にあって政府の仕事としてもっとも困難なもの一つである。

これは矛盾のように思われるかもしれないが、まさしく2年前に中小企業庁の設立の必要性を述べたものである。したがって当然の帰結として、中小企業庁を預かった人間が、解決しなければならない多くの困難に直面していることは、容易に想像できるであろう。私が中小企業長官を引き受けた時、こうした状況は十分想像できたし、また過去1年半にわたり、ちょうど18カ月前に私が予想した最も困難なことを経験したのである。

私は今まで何とかして、私をとりまく困難を克服しようとしてきたが、今や彼らは明らかに私を彼らの敵とみなし、私は思案にくれているのである。私を激励し「抵抗して闘え」という電報や手紙がわたしの部屋に押し寄せており、またわたしの多くの友人が個人的に中小企業庁にやって来て、私を支援してくれているが、私が専門とするもの、また私が処理しなければならないものは、日本の民主化を妨げ、中小企業を犠牲にして自分の利益を守らうとする影響力あるグループである。私は自分の地位に固執すべきでないと信じている。

中小企業庁の役割は、現在でも弱く、小さいかもしれないが、中小企業が金融的圧力のもとで呻吟している時期にあっては、その役割はもっとも重大である。そして中小企業庁に十分な権限を与えるために、私の望みは私が中小企業長官の地位を維持することによって引き起こされる摩擦を取り除くことである。ここに私が自発的に地位を去る理由がある。

さらに「ごろつき政治の正体」のなかで蜷川は次のように述べている。GHQへの提出文書と重なる部分もあるが全文を紹介しよう²⁴⁾。なおこの文章は『文藝春秋』の1950年4月号に掲載されているが、内容から判断すると、蜷川が辞表を提出する前に書かれたものと思われる。

2月1日の新聞は一斉にしかも大々的に中小企業長官である私の懲戒免官を報じている。それによると、政府与党連絡懇談会で私の懲戒免官の方針

24) 蜷川虎三「ごろつき政治の正体」『文藝春秋』1950年4月号所収。

を決定し、これを発表したというのである。またその理由とするところは通産公報に私が3月危機の論文を書いたことによるものだと伝えられた。

そのころ私は公用で関西に出張しており、1月31日のひる過ぎ大阪通産局の局長室で新聞記者諸君からこのニュースを聞かされたのであるが、今日でもこれ以上のこととはわかっていない。判明したことは、政府与党連絡懇談会なるものが世間に朝飯会として伝えられている私的な集会であり、私の任命権者である通産大臣はこの集会に出席してもおらず、またメンバーでもないということである。したがって通産大臣のいない所で中小企業庁長官の懲戒免官が議せられ、また通産大臣が何も知らないうちにこれが発表されたということになる。これは私が通産大臣に確かめたところであるから間違いはない。しかも通産大臣としてはかつて私を懲戒免官にしようと考えたこともなければ現に考えてもいないというのであるから、朝飯会で何が問題にされようとしたなんと発表されようと直接には私の身分を左右するものではない。公務員の任免の権能は公務員法によってその任命権者にあるものだからである。

政府や与党の一部の者が朝飯会をやろうが夕飯会をやろうがそれは勝手である。またそこで何を談じ何を論じようがこれまた自由である。それらの仲間に気に入らぬ役人を懲戒免官にするために策動する下相談をすることも止めようのないことである。ご随意にというほかはない。しかしこのことは決して彼らの策動そのものを認容することにはならない。彼らの力をたのんで政府あるいは任命権者を圧迫し無理を強いこれをないがしろにするようなことがあるならば、まさに法治国の敵であり民主主義のバチルスであるといわなければならぬ。公務員として任命権者の知らぬ間に懲戒免官などの方針が決定されそれが強行されではだまつたものではない。

ところが、こうした策動が堂々と発表されたところを見ると、朝飯会のご連中はこうした策動が策動とは考えられず、むしろ甚だ權威あることのように思われたからであろう。問題は実はここにあるのである。法律を無視し力づくで高飛車的に何でもやってのけられるという意識、その彼らの意識こそはまさしくごろつき政治の正体をばくろしたものに外ならない。

ごろつき政治はいかに粉飾してみたところで非民主的であり、暴力的である。ここでは理くつなどは通るものではない。だから彼らが私の懲戒免官の

渡辺：戦後復興期の中小企業政策の一齣

理由として挙げたものまで問題にする必要はないと思うが、通産公報に3月危機の論文を私が書いたことはないし、それと間違えられるような記事の掲載も絶対にない。だいたい通産公報というのは通産省の官報のようなもので、私的な論文を載せたり意見や主張を書かせるものではない。これを以てしても彼らの発表がいかに怪しげなものであるか知られよう。

懲戒免官といえば公務員にとってはまさに死刑の宣告に当たる処分であり、基本的人権の尊重を知る者なら、軽々しく口にできぬ性質のものである。まして任命権者があり人事院のあることを知らぬはずはない。公務員法を無視してこうした態度をとるところにごろつき政治の本質があるといわれてもこれを否認しえないのであろう。

伝えられるところによると、私の3月危機説が問題にされたのは1月28日の午前11時に所定の手続を経て新聞発表をした“中小企業金融実態調査第2次速報（工業の部）”に関する新聞記事によるものらしいともいわれる。もしそれなら私について実情を調査しその上で朝飯会の議題としても決して慎重すぎるということはあるまい。

もちろんそうしないところ彼らの性格の本質のあることは明らかだが、それにしても余りにも暴力的である。

要するにこれは普通のアタマでは理解できない奇怪な話である。恐らく何でもかんでも“安定”を押売しようとしている時に“中小企業の3月危機”がカンにさわったものとしか思われないが、3月危機なら既に私が昨年の夏ごろから警告し、これを突破するために中小企業庁としてはこれがための施策を講じ政府各種機関の協力を願いまた業界における経営の切替をすすめてきたところである。中小企業の現実事態を少しでも見るならば、しかして今日の中小企業の苦悩を少しでも知るならば、安直な安定論などを振りまわしてはいられないであろう。

もちろん経済民主化のために中小企業を振興育成するという中小企業庁設置法の精神を体しこれを実現するために働いて来た公務員としての私の責任は決してこれを回避するものではない。ことに自分の力の足りぬために中小企業庁の使命の達成に十分でなかったことを常に心苦しく申訳なく思っている。

したがって開庁1周年を迎えた昨年8月以来私は辞意を表明しているの

で、何も朝食会を煩すまでもなく退くことは私の希望するところである。もっとも懲戒免官にしなければ気がすまぬというなら、どうぞご勝手にと挨拶する外はない。

先の『蜷川虎三の生涯』のなかで、蜷川は中小企業庁長官を1年契約のつもりで引き受けたといい、上記の最後の箇所でも「開庁1周年を迎えた昨年の8月以来私は辞意を表明している」といっているところをみると、蜷川は始めから自らの地位にこだわりはなかったようである。

上記2つの文書のなかで、辞任せざるをえなかつた蜷川の心境は語られているものの、日本経済に対する蜷川の現状認識は不明である。この点に関しては2月22日に行われた蜷川の講演の要旨が『日本経済新聞』に掲載されており、蜷川の現状認識は次のように示されている²⁵⁾。

3月危機というのはなにも3月になれば中小企業がつぶれてしまうというのではない。しかし危機はたえず進行しており、自分としては昨年の春ごろからその対策に苦心して來たが、一部には敗戦日本がこの程度の苦しみをなめるのは当然だとか、危機という言葉はおだやかでないというものがある。問題は言葉の使い方ではないのであって、危機という言葉を封じたからといって実態がどう改善されるわけでもない。現在全国の中小企業数は96万7千、そのうち8割が従業員4人以下の零細企業で、これは統計的には現れないがたえずつぶれたり起き上がったりを繰返している。また5人以上のものもますます零細化している。この中小企業の苦境に対して政府は日銀のオペレーションや見返資金、預金部資金の信用を図っているが、銀行との結びつきのない中小企業にとっては金が流れるような機構を作つてやらねば円滑に動くはずがない。現在の金詰りの現象はいろいろの悪条件が積重なつて現れたのだから需要の喚起、税金問題の解決などが根本だ。中小企業が多過ぎるという論があるが、8千万の人口をかかえて食つて行くためには中小企業だけが活路である。

25) 『日本経済新聞』1950年2月23日付け。

渡辺：戦後復興期の中小企業政策の一齣

このなかで蜷川は名前をあげて批判していないが、明らかにドッジラインに対する批判を行っているのである。不況の原因はドッジラインによる緊縮財政と徵税強化にあるというのである。税金問題といっているのは、シャウプの税制改革による徵税の強化のことである。

すでに述べたように、蜷川は2月8日に辞表を提出し、2月28日をもって中小企業庁長官を辞任するが、これと前後して2月14日稻垣平太郎も通商産業大臣を辞任した。ただし稻垣の辞任は「3月危機説」とはまったく関係なく、もっぱら政治的理由からである。つまり稻垣が所属する民主党連立派は民主自由党との合同を模索していたが、この合同から稻垣は終始排除されていた。また稻垣は人間関係から対立していた民主党野党派に所属することも出来ず、結局辞任する羽目に陥ったのであった²⁶⁾。なお民主党連立派と合同した民主自由党は、3月1日党名を「自由党」に変更することを決定した。3月1日以降第2次吉田内閣の与党を自由党と呼ぶ。

2月17日、稻垣に代わって通商産業大臣に就任したのが池田勇人であった。池田は大蔵大臣でもあったため、通産大臣と大蔵大臣の兼任であった。そして「3月危機説」に対する池田の巻き返しが始まった。

7 池田勇人の逆襲

池田は2月18日の記者会見の席で「中小企業の3月危機ということがいわれているが、私はそうは思わない。ただなるべく中小企業を保護する政策は考える」と述べていた²⁷⁾。さらに3月に入ると記者会見の場で、再度3月危機説に対して反撃にてて、これが池田放言問題として国会における池田不信任案の提出にまで発展したのである。

池田は3月1日、記者会見を行い、経済見通しを述べた。この談話には大蔵大臣としての発言と通産大臣としての発言が混在しており、しかも話の内容も多岐にわたっていた。『日本経済新聞』は池田の談話を次のように

26) このかんの事情は、『朝日新聞』1950年2月15日付けによる。

27) 『朝日新聞』1950年2月19日付け。

伝えている²⁸⁾。

1. 最近物価が下がりこのためやりにくくなつたが、自殺しなければならないほどの問題とは考えていない、現在の困難は越えなければならない試練だ、日本経済全体としては本年10月ごろまでには転換、整理される見通しだが、その転換、整理を円滑にするような施策を講じて行かねばなるまい。
1. 金詰り、徵税、ダンピングなどにより3月危機という声もあるが、これもだんだん少なくなっており、私は本気で3月危機を唱えている人はないと思う、もしあるとすればそれは取越苦労をする人間の考えていることだ、危機というのは倒産がどんどん出てくる状態だと思うが、現在の状況はなんでもないとはいへぬにしてもいまだちに財政金融政策を転換することが必要だとは考えない。
1. 世間では税金のために自殺したなどというが、税金のことで死なねばならぬとしたら私のところへ来たらいい、また加算税がかさむというが、それなら銀行で融資を受けるなり差押さえをしてもらえばいいではないか。
1. 民間滞貨も最近減っており生産はふえているから心配はなく有効需要は4月以降出てくる、ダンピングしたため生産が減るなら問題だが、生産は減っておらず特に昨年12月の生産上昇はいちじるしい、したがって現在のダンピングは単に先安見通によるだけであって問題なく減ると思う、現在言われている金詰りの責任は企業を合理化していない経営者にある、銀行預金はふえてどんどん使われており、預金部資金も貸出されているので、一国経済全体としては預金が貸出に回っているわけだ。
1. 銀行としても回収困難な貸出先には貸渋るのは採算上当然だ、事業拡張資金を借手のいう通りどしどし出していたらインフレになる、したがって単に事業拡張資金が窮屈だからといって金詰りとはいえない、将来1割の配当ができる企業に貸出さないなら本当の金詰りといえよう。
1. 中小企業に対する金融対策としては見返資金の融資を促進する一方、通産省で立案した長期資金70億円を優先的に融資するよう銀行を指導することになっている。
1. 金融機関から金が産業に流れないというが金融機関も貸出さなければ採

28) 『日本経済新聞』1950年3月2日付け。

渡辺：戦後復興期の中小企業政策の一齣

算が悪くなるので自然貸出に向い、また配当も望めるのでうまく行くと思う、そのほかにも国庫余剰金を回すなど金融機関の資金量がふえれば今まで貸出しの採算ベースにのらなかつた方面にも貸出されるようになるし、金融ベースにのる貸出先のない銀行は余った金で金融債を持つので興銀、勧銀から長期設備資金が供給される、今後政府は余裕金預託の際、日銀貸出返済に充てるところには預託せず、むしろ預金の少い金融機関、無尽、信組に流すつもりだ、このため政府の当座預金を一般市銀に預金しこれと引換にさきに預託した預金部資金を引上、無尽、信組に回す方法もある。

この記事の最初の3つの項目のなかに、池田発言の雰囲気が示されている。『朝日新聞』はさらに一問一答の形式で、池田発言の内容を紹介しているが、その要点は「(1)インフレ収束を目指す大きな政策の前に多少の犠牲が出るのはやむを得ない、(2)現在の中小企業、農村などの困難な状況は一度は越えなければならぬ試練である、(3)この試練は10月以前に一段落して落ちつくところへ落ちつくだろう」²⁹⁾ というものであった。

8 国会における池田勇人追及

衆議院、参議院において与野党双方から池田発言をめぐって追及が行われた。3月2日には衆議院予算委員会と参議院大蔵委員会、3日には衆議院通商産業委員会と参議院本会議、4日には衆議院予算委員会、参議院通商産業委員会で追及が行われ、4日夜、衆議院本会議において野党側から池田不信任案が提出され、投票の結果否決されるという経過をたどった。そこで国会における代表的な質疑応答をみていくこととする。

(1) 衆議院予算委員会での追及

始めに追及が行われたのは3月2日の衆議院予算委員会であった³⁰⁾。

29) 『朝日新聞』1950年3月2日付け。

30) 第7回国会衆議院予算委員会議録第19号（1950年3月2日）。以下の記述は同議事録による。

この日の質問者を発言順に示すと、小峰柳多（自由党）、勝間田清一（日本社会党）、上林山栄吉（自由党）、川崎秀二（民主党野党派）、林百郎（日本共産党）、井出光治（自由党）、川上貫一（日本共産党）の7名であった。以下、質問内容とそれに対する池田の答弁のエッセンスをみてみよう。このなかで与党の発言者は、小峰柳多、上林山栄吉、井出光治の3名であつて、あとは全て野党議員である。

小峰柳多は、税金旋風と金詰まりのために中小企業は困難な状況にあるが、これは日本経済再建のために通らなくてはならない関門である、したがって中小企業者にはどうかがまんしてほしいというのが政治家ではないのか、また財政政策は変えないと池田はいっているが、財政状況は変えないにしても、金融政策は可能な限り緩和して、中小企業の金融難を緩和すべきではないかと質問した。これに対して池田は、発言内容については表現方法が不充分であったことを認め、さらに金融については出来るだけの努力は行っていると答弁した。

次に勝間田清一が質問に立ち、新聞報道によれば池田は税金が苦しくて自殺するようなら、私のところに相談に来たらよいだろう、加算税が苦しければ銀行から金を借りて払ったらよいだろう、それができなければ差し押さえてもらえばよいと述べたというが、その真意は何かと質した。これに対して池田は、税法には特別の救済手段があるので、それを述べたまでのことで、例えば税金が苦しければ税務署で相談に応じられるし、税金が納められなくて差し押さえを受ければ、追徴税・加算税は免除されることになる、また納税資金の貸付制度も1949年から実施されていると説明している。さらに勝間田は、池田の経済見通しは楽観的すぎるのではないかと批判するが、池田は楽観も悲觀もしていないと回答した。

次に上林山栄吉が意見を述べ、池田は官僚出身だが、政党政治をどのようなものと考えているのか、政党政治であるならば、国民に理解され納得される政治を行わなければならないのではないか、国民に誤解されるような言論は今後慎まなければならぬ、と反省を促した。

渡辺：戦後復興期の中小企業政策の一齣

川崎秀二は、ドッジラインを強行するためには、多少の犠牲もやむなしとすると、新憲法で保障されている最低生活の保障、基本的人権の尊重が破られるのではないかと質問した。これに対して池田は、政治の目的は国民が安定した生活を送れるようにすることであるが、不況のために破産する人がいることは遺憾であっても認めざるを得ない、と記者会見の内容を繰り返す発言を行った。川崎はこの発言にはこだわらず、池田と一万田尚登日本銀行総裁の情勢認識が同じであって、池田自身も危機を認識しているのではないかと追及した。つまり一万田は、新聞紙上でインフレ経済からデフレ経済への切り換えて、経済政策の不合理な点が秋ごろまでに産業界に現れるだろうと述べているが、この見解は池田が中小企業の「瀕慢的危機」を認めたことになるのではないかというのである。ここで川崎は「瀕慢的危機」という聞き慣れない表現を使っているが、これに対して池田は整理段階の一過程であって、危機ではないと強弁した。さらに川崎は、預金部資金の運用方法と中小企業金融公庫の設立可能性を質問したが、池田の回答は、1950年度には勧銀、興銀、北拓、農林中金、商工中金の金融債引受けに、地方債と合わせて400億円近い予算を計上している、また中小企業金融公庫については、商工中金、農林中金の債券発行によって資金調達を行うつもりであるので、設立は考えていないというものであった。そして最後に川崎は、中小企業の協同組合組織の育成について質問し、これに対して池田は、事業協同組合と信用協同組合の2つの育成を助成していると回答した。

林百郎はもっぱら新聞報道の内容を確認する質問を行った。例えば池田がじたばたする者が出るといった意味、部下がついて来ないといっているが事実か否か、企業倒産は実際何件程度発生しているのか、国会内で企業倒産を議論することは社会不安を引き起こすことになると黙っているが事実か、といったことである。そして質問の後は、中小企業者の手紙を紹介しつつ演説をぶち、委員長に制止されている。

井出光治は、池田はドッジラインの副作用としての安定恐慌の影響を軽くみすぎているのではないか、したがって副作用排除のための具体的な施

策は何かを説明せよ、と池田に要求した。これに対して池田は、中小企業の苦難は税金と金融難である、税金については当初予算より徵稅額を200億円減額したし、金融については政府関係機関の金を金融機関に回し、中小企業に融資する予定であると回答した。続いて井出は、中小企業金融は市中金融機関の窓口において効果が一向に現れていないが、それにはどう対処するのかと問い合わせた。これに対して池田は、資金の流れが十分でないと認められるので、金融機関に協力をあおぐ努力はしていると回答した。

この日の最後の質問に立ったのは川上貫一であった。川上は、池田発言のなかにあった差し押さえの問題、自殺するものがあるなら私のもとに来ればよいとの発言、中小企業の困難の責任は中小企業にあって政府ではないとの意見、倒産をなくすといっているが実際は何もやっていないのではないか、といった点をあげながら池田を追及したが、先の林百郎の質問に対する回答と同様に、質問と回答の空回りばかりが目立った。

衆議院予算委員会での池田追及は翌日、3月4日にも引き続き行われた³¹⁾。この日質問に立ったのは、中曾根康弘（民主党野党派）と勝間田清一（日本社会党）であった。両者と池田の質疑応答は省略するが、池田発言はもともと3月危機説に対する池田の反撃から始まった。池田としては3月危機説は杞憂にすぎないのであって、10月頃までには日本経済は一段落するとの見通しを持っていた。この点を中曾根康弘は取り上げて、どのような根拠で10月に安定するというのかと問い合わせた。これに対して池田は、安定の時期として10月を取り上げたのはあまり意味がない、現在繊維製品はダンピングされているが、これは先行き見通し不安にかられて行われているもので、いつまでも続くものではない、10月ぐらいまでにはダンピングはなくなるのかと質問されたので、そんなに続きはしないと答えたまでのことで、と無責任な回答をしていた。

31) 第7国会衆議院予算委員会議録第21号（1950年3月4日）。以下の記述は同議事録による。

渡辺：戦後復興期の中小企業政策の一齣

(2) 衆議院通商産業委員会における追及

3月3日の衆議院通商産業委員会における質疑をみてみよう³²⁾。この日質問に立ったのは、今澄勇（日本社会党）、門脇勝太郎（自由党）、高橋清治郎（民主党野党派）、風早八十二（日本共産党）、山手満男（新政協議会）の5人であった。このなかで与党議員は門脇のみで、あとは全て野党議員である。

最初に行われた今澄の質問は、議事進行上のものと、3月1日の池田の行動確認だけであった。今澄の本格的な質問は風早のあとに行われた。

門脇勝太郎は、徴税攻勢のもとで倒産がでてもやむをえない、金融機関から借入ができないのは経営者の責任であって政府の責任ではないとの発言はまことに遺憾である、と意見を述べたのちに、(1)繊維製品は投げ売りが発生しており、このままでは繊維産業は崩壊するであろう、繊維産業の崩壊は日本経済再建の建前からすれば大問題である、(2)農村に対して報奨物資を配給してきたが、繊維製品の暴落によって農民が報奨品を受け取らない事態が発生している、この点について政府はどのような見解をもっているか、(3)将来、報奨物資をどのようにしていくのか、3点について質問した。これに対して池田は、繊維製品の価格安定については研究し、関係方面と折衝したいと考えている、報奨物資については善後策を講じつつあるし、今後は今までのようなやり方ではなく、実情に沿ったやりかたをしたいと紋切り型の答弁を行った。

高橋清治郎は、池田は日本経済の現状を正確に認識していないのではないか、また大蔵大臣と通産大臣を兼任しているところに無理があるのであって、兼務をやめる考えはないかと質した。これに対する池田の回答は、日本経済は不安定から安定に向かっているのは間違いない、しかし転換期にあって困難に陥る人が生じるのはやむをえないことだ、また兼務の是非については総理大臣が考えることであるというものであった。

32) 第7回国会衆議院通商産業委員会議録第15号（1950年3月3日）。以下の記述は同議事録による。

風早八十二の質問は他の誰よりも長時間にわたったため、質問内容も多岐にわたっている。その質疑応答の内容を要約すれば次の3点に要約できる。(1)まず始めは中小企業の金詰まりの原因は企業経営者自身ではなく、銀行の融資を封鎖している政府にあるのではないかというものであった。これに対して池田は、政府は金詰まりがないように努力している、銀行の貸し渋りがあるかもしれないが、銀行が貸そうと思っても貸せない企業もある、この点を経営側にも金詰まりの原因があるといったのだと回答した。(2)次に風早は、中小企業が倒産していることと、日本経済は安定に向かっているというのは矛盾しているのではないかと質問した。これに対して池田は、安定に向かっているのは事実であって、安定過程で摩擦が生じるのは以前から認めているとおりである、政府としては落伍者がでないように努力している、と今までどおりの答弁を繰り返した。(3)さらに風早は、3月3日付けの『日本経済新聞』に掲載されている、「中小企業は日本産業の基礎である」とのウェルシュの蜷川送別会での発言³³⁾を取り上げて、中小企業は日本産業の基礎であるにもかかわらず、ドッジラインのなかで中小企業は倒産していく矛盾をどのように考えているかと質問した。これに対して池田は、ドッジラインは中小企業をつぶすものではない、日本経済を安定させ、経済の自立化をはかるものであるので、将来的には中小企業が栄えることを考えていると答弁した。

今澄勇は、はじめに新聞に発表された談話は、大蔵大臣としての談話か、通産大臣としての談話か、あるいは政府を代表しての談話かと質した。これに対して池田は、私が会った記者は大蔵省所属の記者であるが、私は大蔵大臣であり通産大臣でもある、また国務大臣でもあるので、いずれの資格も該当すると回答した。次に今澄は、日本経済が安定する上で、誰かが

33) 1950年3月3日付け『日本経済新聞』は、2日中小企業庁で開かれた蜷川送別会に臨んだウェルシュは、「席上中小企業の振興なくして日本産業の振興はありえない」と述べ、政治的圧力などに屈することなしに中小企業のために努力するよう庁員一同を激励した」と伝えている。

渡辺：戦後復興期の中小企業政策の一齣

犠牲を負わなければならないことはわかるが、弱いものが犠牲を負うならば、とても安定とはいえないのではないかと質問した。これに対して池田は、経済が安定する場合には、国民全体が犠牲を受けなければならぬ試練であると、これまでの一般論を繰り返すのみであった。さらに今澄は、インフレ収束期における金融行政の担当者である大蔵大臣は、権限の大きさから考えて、言動を慎重にしなければならない、また大蔵大臣が通産大臣を兼務することは間違いである、と意見を述べて質問を終了した。

山手満男は、現在池田が考えていることは、1949年に実施した行政整理を、中小企業において実施しようとしているのではないかと質した。これに対して池田は、経済安定のためにはある程度のしわ寄せは避けられない、国民全体がこれを乗り切らなければならぬ、と今までどおりの答弁を繰り返すのみであった。

山手の質問をもって、3月3日の通商産業委員会は散会した。この記録を読む限りでは、新しい視点からの発言は、風早八十二のドッジラインと蜷川送別会で行われたウェルシュの発言の矛盾の指摘くらいであったが、風早自身も深い追及をすることなく質問を打ち切ってしまった。

(3) 参議院における追及

他方、参議院においては3月2日の大蔵委員会、3日の本会議、4日の通商産業委員会において池田発言が議論された。衆議院の議論の内容と重複する部分が多いので、大蔵委員会と通商産業委員会の議論は省略し、本会議の議論だけをみてみよう。

3日の本会議において、民主党、緑風会、日本社会党から動議がだされ、池田発言に関する緊急質問が行われた³⁴⁾。深川タマエ（民主党野党派）は、池田は国民の命を軽く扱っている、池田は辞職する意思はないかと質問した。これに対して池田は、戦後のインフレ経済を安定させるためには相当

34) 第7国会参議院会議録第23号（1950年3月4日）中小商工業者に対する大蔵大臣の談話に関する緊急質問。以下の記述は同議事録による。

の混乱がある、中小企業問題だけではなく公務員の給与の問題のようにいろいろの「しわ」がよる、これは国民の努力でのばしうる「しわ」である、今のところ休養する意思はない、むしろ死んでも日本経済再建に邁進する覚悟でいると回答した。また柏木庫治（緑風会）は、池田は民衆の心の外に住んでいる人、金融資本の中に温かく住まい、民衆の生活の外にいるのではないかという。これに対して池田は、倒産もやむをえないといったのではない、一人の落伍者もないように努力しているという主張を繰り返した。そして姫井伊介（日本社会党）は、政府はどのような中小企業支援施策をとるつもりか、特に協同組合制度をなぜ活用しないのかと質問した。これに対して池田は、協同組合制度を軽視していない、金融面で組合組織活用の途は十分考えていると回答した。

(4) 池田不信任案の提出

このように衆参両院における池田発言をめぐる質疑応答をみると、野党側は池田発言を取り上げて池田の責任追及をし、最終的には池田の解任をはかることが目的であった。

3月4日の夜、衆議院本会議において野党側から池田大蔵大臣・通産大臣の不信任決議案が提出された。この時の不信任案は、共産党を除く野党連合の提案した不信任案と、共産党の提出した不信任案の2つが提出された。始めに民主党野党派の天野久と共産党の風早八十二が提案趣旨説明を行い、これに対して自由党の石田博英が反対討議を、社会党の勝間田清一と共産党の河田賢治が賛成討議を行った。その後自由党から討議打ち切りの動議が提出され、投票の結果、賛成多数により討議は打ち切られ、その後不信任案の決議に入り、投票の結果、反対多数で不信任案は否決された。この間本会議が始まったのは午後6時25分、散会したのは午後8時、1時間30分の幕切れであった。

9 中小企業の危機

このような国会内での池田騒動を横目にみつつ、蜷川虎三は3月5日付けの『朝日新聞』に「中小企業の危機」と題する論文を寄稿している。この論文は2月23日付けの『日本経済新聞』の記事よりも、はるかに蜷川の「中小企業の危機」についての認識とその対応策を明瞭に示している。

中小企業は今日まさに危機に立っている。経済の各部面にはデフレ的現象が現れ、しかもそれが拡大している。中小企業の経営はこの経済の動きに対し適応しえないというばかりでなく抵抗力を失いつつある。経済的圧力の増加、抵抗力の減退、この極まるところに中小企業の破滅が起こる。

大企業においては経済の動きに対しそれ自体十分な適応力をもっているばかりでなく、抵抗力を自ら培養しうるし、政府はまた様々な名目をつけてこれを補給する政策を行う。ところが中小企業においてはひとたび失った抵抗力を再び回復する余地はなく、しかも政府は政策においてこれを補給しないばかりでなく、あえてこれを奪って顧みない。

例えば中小企業において、ある程度の長期運転資金を蓄積してもすぐに税金に吸い上げられてしまう。経営の根になる預金を失うのであるから経営は弱体化し、売掛の回収でも少し遅れるか困難ともなれば運転資金に詰まってくる。しかもほとんど金融の道がない。製品は売れなくなる、売掛はいよいよとれない、賃金と原料資材に現金がいる上に税金は用捨なく攻め立てる、といった具合で経営はいよいよ悪化する。中小企業者が金詰りと税金の過重を訴えるのはこのためである。ここで、どこかで資金の補給でもできて抵抗力がつけられるとか、経済的圧力が政策によって軽減されるとかすれば一息つけるわけである。ところが一息つかすような政策を行わないばかりでなく経済的圧力を増加する政策をとって顧みない。しかもその結果が中小企業にシワ寄せられ、中小企業は政策と政策の反作用とのはさみうちにあうことになる。

これで明らかなように、中小企業は経済から圧力をこうむるばかりでなく、政策およびその反作用からきびしい圧力を受けている。経済と政策とがから

みあって大きな圧力を中小企業に加えている。これを経済と政策との相乗作用とでも呼んだらハッキリするであろう。しかも中小企業には抵抗力をつける政策も圧力を緩和する政策もほとんど行われていない。それで中小企業の経営は日ましに苦しくなっている。しかも大部分の中小企業においては、経営の苦悩はまた生活の苦悩である。したがってその極まるところ暮しにくい世の中の悩みとなるのは必然である。この悩みを解消するために一家心中をしなければならぬ世の中だとしたら、為政者としてはよほど考えるところがなければならぬ。

池田蔵相によれば、これくらいの苦しみは敗戦国の復興途上において“当然”的ことだそうである（通産相就任の際の談話）。また5人や10人の業者が倒産し自殺してもそれは“止むをえまい”ドッジ・ラインという大きな政策転換の前には“いたしかたがない”ともいっている。これは国会で答弁しているが、前にも同様のことをいっているところを見ると蔵相の正直な考え方であろう。インフレ収束のためにドッジ・ラインに沿った財政金融政策をただそれだけとして遂行し、前に述べたように中小企業に対して必要な政策を行っていないのであるから、経済と政策との相乗作用により中小企業を困難な事態に追い込むことは必定である。これはまさに自由党および吉田内閣の政策のいつわらぬ告白である。池田蔵相はこれをバカ正直に口にしただけで、中小企業に対する冷酷無情な政策の本質は弁解ではごまかせない。

しかし“当然”だの、“しかたがない”だのというのは吉田内閣の政策においての話で、もし経済民主化のために中小企業の振興育成をはかるという立場をとれば、当然うつべき手をうてるだけ打つから、中小企業における一つの不幸一つの悲劇に対しても憂慮する態度をとるであろう。自由党や吉田内閣にはこうした中小企業政策は絶対にない。だから“やむをえない”的だ。何とかの一つ覚えというがドッジ氏にもう少し習っておけばよかった。アメリカではトルーマン大統領が新年教書に中小企業を問題にしているくらいである。学ぶべきであろう。

われわれとしては、吉田内閣の中小企業に対する冷淡かつ無関心きわまる政策的態度とドッジ・ライン一本のインフレ収束強行策とを見ることによって、中小企業の危機の進行を予断せざるをえなかつたのである。しかも昨年の上半期における中小企業にはすでに危機的様相が現れており、それが進行

渡辺：戦後復興期の中小企業政策の一齣

する限りにおいて2、3月ごろが危機の一つの山になるのではないかと心配した。これがすなわち世間でいう“3月危機”である。インフレ収束の過程は、ドッジ・ライン一本だけの収束強行策をとる限り、先に述べた意味において中小企業にとっては危機の過程であり、経済的圧力は増加する一方で抵抗力は減退の一路をたどり経営は完全に弱体化する。ここまで来ると小工業の一部や零細工業はもはや企業経営ではなくなり生産手段をもった労働者の存在となりかえって生存力は強くなる。その他の中小企業はインフレ収束期における経済的圧力の増大に苦しみ、しかも徵税強行によって抵抗力を喪失するから2、3月ごろが危機の一つの山と見られたのである。

池田蔵相は“安定”を強調しているが、インフレのばく進力を一応抑ええたことを“安定”というなら、その時こそはまさに中小企業にとって危機の山であり、いわゆる“3月危機”はまたいわゆる“安定”と少しも矛盾するものではない。しかしこれを一口に安定とおつかぶせてこの期における中小企業に対する救済的経済的措置を無視しようというのならわれわれは賛成できない。事実を曲げてまでも吉田内閣が危機を否定しているのはこの救済的措置を回避するためであろうか。

中小企業における危機突破の政策としては、中小企業の組織化をはかり、これを前提とし条件として中小企業の経営を切替え、これによって経済に対する適応力を強化するのを根本とする。しかして中小企業に対する経済的圧力を軽減緩和する方策と抵抗力をつけあるいはこれを補給するような方策とともにとる必要がある。ことに圧力の軽減緩和と抵抗力の増大の二方策を十分に徹底しない限り危機下の中小企業対策とはなりえないであろう。池田蔵相の弁明が真実であるかどうかはただこれによってのみ証明される。

中小企業者としては団結してこれらの政策を政府に実現遂行させるだけの政治力の発揮が必要であろう。経営的には企業組合、事業協同組合、信用協同組合などの組織を利用して経営の切替えを行い適応力と抵抗力を自らの力でつけることも重要であり、またこれによって金融のルートも作ることができるであろう。今日の金融機関と中小企業者との関係はタンクを通過しているだけでこの間に鉄管が通じていない。政府は資金を出した出したといっているが、資金を流れるように流さなければ中小企業金融にはなるまい。この点は業者側でも考えねばならぬ。中小企業の組織化の重要なゆえんである。

10 む す び

戦後のインフレーションを克服し、経済の再建をはかるためには、ドッジラインしか選択の方法はなかったのか否かという議論は、あまり意味がないだろう。ドッジラインはインフレ収束にとってハードランディングの手法であったことを確認すれば、それで充分である。ハードランディングであるからこそ、それに伴う犠牲はさけられないであり、ハードランディングに伴うコストを誰が負担するかといえば、中小企業者であり、労働者だということである。池田発言はそれを正直に吐露しただけである。この点は3月5日付けの『朝日新聞』の記事のなかで蜷川も指摘しているとおりである。さらに蜷川はドッジライン下の中小企業の危機に対しては組織化の強化を対置しているが、これは中小企業対策が現在ほど整備されていなかった時代の制約であろう。財政再建が完成していない当時にあっては、財政による中小企業向け公的資金の拡大は不可能であった。また民間金融機関の貸し渋りが頻繁に行われているなかで、民間金融機関による融資の拡大を期待することも不可能であった。そうなれば中小企業組織の拡大により力の結集をはかり、政策に対抗するとの戦略が考えられるのも突然の帰結であったのである。

1950年6月朝鮮戦争が勃発すると、朝鮮戦争特需が発生した。特需は企業が抱えていた在庫を一掃させ、さらには生産は増加し、世界的な戦略物資の買い漁りのなかで輸出は増加した。池田は10月頃までには日本経済は回復すると考えていたが、10月を待たなくとも、1950年夏には日本経済は回復基調に乗ったのである。したがって結果論ではあるが、安定恐慌論も、3月危機説も誤りだったことになる。とはいえ朝鮮戦争特需の発生は池田の主張の正当性を示すものではない。なぜならば日本経済の回復は自律的回復ではなくて、他国の戦争による超過需要の発生に基づくものであって、きわめて底の浅い回復にすぎなかつたからである。そのため朝鮮戦争の休戦会議が始まった1951年7月以降、再び日本経済は停滞期に入ったのである。